松山佳代子　安井季久央　島原　俊英
小見山祐一　堤　　俊　森　重子
野口　隆史　野口奈奈子　小平　和仙
杉本　　淳　小野寺昭司　大浅田　豊
濱田　康嗣　佐々木吉一　石川　隆将

衰章条例第一条により紺綬褒章を授ける（各通）

中華人民共和国人　王　柏年

衰章条例第一条により紺綬褒章を贈与する

紺綬褒章並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

橋本克太郎　橋本　捷子　矢野　正義
茹　　崇一　井手　康人　小林美恵子
松永　和子　依田　宏美

衰章条例第一条により紺綬褒章並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

紺綬褒章飾版

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版を授かった者は、次のとおりである。

杉村　克治　瀧澤　　潤　雨宮　秀行
木村　唯人　碓井　達彌　吉田浩一郎
山岸広太郎　井上　篤博　宮嶋　芳春
大村　　高　石川　良興　加藤　　元
中嶋　　洋　伊藤　澄夫　谷川政一郎
中島　敏夫　平田　昭子　野入　伸治
松浦　　勝人

衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

上野　昌也　土子　正良

衰章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個を授ける（各通）

紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

松永　道幸　福嶋　康博　高見澤和夫
松澤　正午　齊藤総一郎　伊藤　二作
大久保和正

衰章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

鈴木　孝行

衰章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

衰状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、衰状を授かった者は、次のとおりである。

新陽ビル株式会社
株式会社壱番屋
株式会社名岐不動産
舛宝海運有限会社
京都合成化学株式会社
株式会社ノースヒルズ
飛鳥管理株式会社
株式会社ビームス
ウエルシアホールディングス株式会社
株式会社宝建材
株式会社山田養蜂場本社
株式会社プリマベーラ
株式会社林寺メディノール
医療法人宝樹会
リブナビ株式会社
株式会社ブレイブ
宗教法人千代保稲荷神社
合同会社ユー・エス・ジェイ
株式会社FJアドバンス
株式会社フジヒサFJ
冨士機材株式会社
株式会社三好鉄工所
株式会社このめミュージック
レイコージャパン株式会社
レック株式会社
株式会社コスモビューティー
Tree&Wind株式会社
株式会社アミノアップ
株式会社ミゾタ
株式会社三好冷暖房
株式会社中村機械
株式会社アカツキ
株式会社ミヤザキ
株式会社ヒライホールディングス
カソク株式会社
株式会社キューアス
ユアサエムアンドビー株式会社
Take Ninagawa合同会社
コスモバンク株式会社
株式会社佐野塗工店
楽天証券株式会社
株式会社島津製作所
栗原工業株式会社
医療法人二昌会
株式会社ジェイテックコーポレーション
株式会社メルコグループ
株式会社廣建
株式会社えがお
小野建株式会社
株式会社Mizkan
ダイワボウ情報システム株式会社
株式会社会津電気工事
ミカタ税理士法人
株式会社廣澤精機製作所
株式会社辻本組
小野薬品工業株式会社

衰章条例第二条により衰状を授ける（各通）

株式会社阪神マテリアル
株式会社CMC総合研究所

衰章条例第二条により衰状二枚を授ける（各通）

株式会社サードウェーブ

衰章条例第二条により衰状五枚を授ける

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故河村錠一郎遺族　河村　双葉

衰章条例第六条により褒状を授ける

追賞賜杯

公益のため多額の私財を寄附したので、令和八年六月二十七日、賞杯を授かった者は、次のとおりである。

故近藤靖子遺族　近藤　悦子
故大川敦子遺族　大川　恒一

衰章条例第六条により木杯一組台付を授ける（各通）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、七月六日午前十時八分御出門、第八十二回日本芸術院授賞式に御臨席のため、日本芸術院会館（台東区）へ行幸、同十一時四十一分還幸になった。

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年七月九日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

その関係図面は、令和八年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十号
(三) 占用を制限する区域　区域
宇佐市大字岩崎字小柳五二四番二から同市大字岩崎字高町二六二番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。　備考
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年七月十日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大分河川国道事務所